

会員通知 第36号
平成27年5月22日

会員代表者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池 善明

平成26年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に伴う
「定款施行規則」の一部改正について

本所は、「定款施行規則」の一部改正を行い、5月29日から施行します（詳細につきましては、別添の規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第44号）における「金融商品取引業者等の登録拒否事由の追加」*を踏まえ、本所においては、会員の管理を適切に行うため、会員が本所に報告する事項を法改正に沿って一部改正するものです。

以上

* 金融商品取引業等の登録取消処分に係る通知があった日から処分等を決定する日までの間に金融商品取引業等の廃止等の届出をした者等について、当該届出の日から5年を経過しないことを拒否事由に加える。

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(18)の2 (略)</p> <p>(19) 役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(19)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>リ</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(20)～(29) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第22条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(18)の2 (略)</p> <p>(19) 役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(19)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イから<u>ト</u>までに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。</p> <p>(20)～(29) (略)</p>